

## 機械輸入の期限規定： Por.5/2546 ( 2003 年 ) 仮訳

奨励付与の許可決定日に遡っての機械輸入の期限延長の申請について明確にするために、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 13 条に基づく権限により投資委員会の同意を受けた事務局は、「仏暦 2545 年 8 月 22 日付け、事務局告示 Por. 3/2545 機械輸入期限および事業開始の期限規定の件」の 5. 1 項を廃止し、その代わりに以下の内容を使用するものとする。

- “5. 1 機械輸入の期限延長にあたり、一回 1 年を超えない、あわせて 2 回を超えないすでに定めた期限の延長を許可するものとする。  
遡っての機械輸入の期限延長に関しては、2. 1 項を使用するものとする。”

告示日 仏暦 2546 年 (2003 年) 4 月 9 日

署名 ソンポン・ワナパー

投資委員会長官

この翻訳は、告示日 2003 年 4 月 9 日付の投資委員会告示 Por. 5/仏暦 2546 年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。